

氏名	山崎 裕子
学位の種類	博士(文学)
学位記番号	博乙第 2855 号
学位授与年月日	平成 30年 3月 23日
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当
審査研究科	人文社会科学研究科
学位論文題目	カンタベリーのアンセルムス—悪の論理と倫理—

主査	筑波大学 教授	博士(文学)	桑原 直巳
副査	筑波大学 教授	文学博士	伊藤 益
副査	筑波大学 教授	文学博士	保呂 篤彦
副査	東京学芸大学特任教授	博士(文学)	荒井 洋一

論文の要旨

本論文は、12世紀の神学者カンタベリーの複数の著作に散在する悪の問題についての言及箇所から、アンセルムスによる罪と悪の捉え方の特性を明らかにしたものである。

第1章「悪の倫理—なぜ人は過ちを繰り返すのか—」は、悪と罪についての倫理的アプローチについて一般的理解から出発して総論的に論じた序論である。

第2章「『望むべきではないものへの指向』としての離反 *aversio*」では、「神からの離反」ということをめぐるアウグスティヌスとアンセルムスとの所論を比較している。アウグスティヌスは悪を「不変な善から意志が離反し可変的善へと指向すること」と定義づけた。それに対してアンセルムスは、アウグスティヌスと同様に、悪の起源が可変的善への指向ではなく不変な善からの離反にあるとしつつも、悪について表現するときに、「離反 *aversio*」という用語よりも「指向 *conversio*」という単語を用いている。アンセルムスにとって、正義以外の対象は、厳密に言えば、望むべきではないことである。そのため、「意志が望むべきではないことを指向すること」は、アウグスティヌスの「不変的な善から意志が離反すること」に該当する。「望むべきではないものへの指向」というアンセルムスの表現は、*conversio* という語を用いながらも、アウグスティヌスが定義する *aversio* の意味に対応していることが指摘されている。

第3章「否定の義務—*debere non facere* の意味—」では、「なすべきではない」という否定の形をとる義務について考察している。私たちは通常、「なすべきではない」と言い、「なさないべきである」とは言わない。しかし、『哲学論考断片』においてアンセルムスは、私たちが「なすべきではない」を使うとき、実質的には「なさないべきである」が意味されていると言う。著者はこうしたアンセルムスの立場の独自性を、ラテン語の助動詞 *debere* と否定表現 *non* との関係をめぐる精緻な分析をもとに明らかにしている。

第4章「アンセルムスの自由論—*proprie* と *improprie*—」は、アンセルムスが *invitus velle* (意に反して

望むこと)という事態を否定していることの意味を検討している。本質的には、*invitus velle* は不可能である。*Invitus* (ある人の意志に反して) は、*nolens* (望まずに) を意味するからである。アンセルムスは *invitus* の本来の用法と非本来の用法を示すことによって、なぜ *invitus velle* が使われ得るのかを説明する。しかし、意志の正しさを捨てるという点で、意志の正しさがそのもの自体のために放棄されても (*invitus* の本来の用法)、他の何かのために放棄されても (*invitus* の非本来の用法)、正しさを放棄することに違いはない。

アンセルムスは彼の自由論の中心的概念である意志の正しさを放棄することを避けるために、「意に反して望むこと」を否定する。「意志に反して選択すること」が受け入れられると、それ自体のために保持される意志の正しさ、すなわち正義が保持され得ないので、「意志のゆがんだ指向 (*prava voluntatis conversio*)」が残り、自由の基軸が失われることになる。

第5章「秩序の美しさ」においては、アンセルムスの秩序と悪についての考え方の独自性を検討している。秩序と悪に関する一般的な考え方では、行為者(能動者)の意識が主として問われ、受け手がこうむる悪については言及されてこなかった。しかし、アンセルムスは、神の栄誉と秩序の美しさという考え方を展開することにより、受動者にも目配りしている。行為を受ける者にとっては、それが行為者にとって罪であるか(原因としての *perversitas*) 悪であるかに違いはない。たとえ罪ではなく悪であっても、結果としての悪は生ずるのであり、現実としては同じ重さを持つ。ゆえに、行為者がその行為を意識していなくても、秩序を乱し神の栄誉を損なうことになる(結果としての *perversitas*=非本来の意味での罪)ことが示される。

第6章「原罪と悪」では、アンセルムスの原罪論の特性について、12世紀のペトルス・アベラルドゥスの思想と比較しつつ検討している。アンセルムスは「すべての罪は不義であり、原罪は絶対的な意味で罪である」と語り、さらに、同意してはならないときに欲望に同意することが罪であるとも言う。しかし、原罪は私たちが犯す罪ではなくアダムとエバによる行為の結果として伝えられ、それには同意が伴わない。罪が伝わることと罪を犯すことは、本質的に相いれないこととなる。

アンセルムスによれば、原罪は「あるべき原初の正義の欠如」である。原初の正義は神から与えられ、もしそれを放棄するならば、神の栄誉が損なわれる。アンセルムスにとって、神の栄誉こそが罪を犯しているかどうかの基準となる。神の栄誉を損なうという観点には、原罪と自罪の区別は生じない。それゆえ、アンセルムスが、神の栄誉という言葉を用いずに「原初の正義の欠如」としたのは、原罪と自罪との違いを明確にするためであると考えられ得る。これに対してアベラルドゥスの場合、同意しているか否かが罪を犯しているか否かの判断基準となる。ゆえに、原罪は同意を伴わないので、罪ではなく罰として説明されることになる。

第7章「平和を作り悪を創造する神」においては、神が「平和をもたらす悪を創造する」とアンセルムスが語ることの意味が検討される。神が悪を創造することは矛盾とも思えるが、アンセルムスは、その悪を神による何ものか (*aliquid*) であると見なしている。彼は、「何ものか」の意味を分析しており、この章では、それが神によって創造される悪にどのように適用され理解可能であるのかを考察している。アンセルムスの立場では「愛の規範」にかなっていない場合に悪が創造され、それが平和へとつながる。

第8章「カンタベリーのアセルムスとトゥルネーのオド」では、神が「平和をもたらす悪を創造する」ことについて、アンセルムスとオドの考えを比較している。12世紀のオドは、悪について、アンセルムスと類似した表現をしているが、両者の考えは、無の受け止め方について、同じではない。オドの研究は数少なく、両者の比較は、国内外を通じて初めてのものである。

第9章「アンセルムスの祈り—祈りと罪意識の構造—」では、まず、「聖母マリアへの祈り」における校訂版(シュミット版)の初版と第2版の違いに着目し、写本をも含めた比較を行っている。次いで、それを糸口として、罪びとであるという強い意識をアンセルムスが有し、そのことが祈りに構造的に表れていることを考察している。

「聖母マリアへの祈り」において、アンセルムスは、イエスへの取次ぎをマリアに祈るのではなく、マリアを愛することができるようにイエスに取次ぎを願う。それは、罪びとである自分が他者のために祈るに値するのだろうか、という迷いをアンセルムスが持っているためである。よって、祈りは通常の「祈る人→マリア→イエス(神)」という構図ではなく、「アンセルムス→神の子イエス→イエスの母マリア→イエス・キリスト」となる。アンセルムスにあっては、罪びととしての強い意識から、祈りが成就された後に再び、本当にマリアを愛することができるだろうかと疑問が生じ、祈りの円環構造となることが示されている。

第10章「愛(カリタス)の理解」では、愛が損なわれると罪になるという観点から、アンセルムスの愛についての理解について考察している。カリタスの3つの意味(1. 神から人への愛、2. 人から神への愛、3. 人間同士の愛)のうち、アンセルムスは通常、人間同士の愛の意味ではディレクティオを用いる。「愛の泉」を“fons dilectionis”と表現するのは、アンセルムスが人間同士の愛(dilectio)の根源としての「神の愛(caritas)」を考えているからであり、アンセルムスがカリタスとディレクティオを使い分けるのは、みずからの罪と神の恵みに対する強い意識に起因すると指摘している。

本論文全体の狙いを一言で言い表すとすれば、悪は人間の行動の機微にかかわるものであるにもかかわらず、論理にも裏打ちされている点に、アンセルムスの悪についての捉え方の特徴を指摘している点にあると言える。

審査の要旨

1 批評

従来、アンセルムスについては、いわゆる「神の本体論的存在証明」で有名な『プロスロギオン』を中心とする研究に限られていた。アンセルムスの著作を「悪」という倫理的な主題のもとに網羅的に検討した本論文は、国際的に見ても斬新かつ独創的なものであり、今後のアンセルムス研究に指針を示す研究であると考えられる。一般に中世初期の思想はアウグスティヌスの影響下にあるものと理解されているが、本論文は、著者自身の比喻を借りれば、アウグスティヌスという「主題」に対するアンセルムスの「変奏」の諸相を明らかにしたものである。すなわち、いくつかのトピックをめぐるアンセルムスの言語表現に対して精緻な論理的分析を加えることにより、アウグスティヌスと比較した際のアンセルムスの微妙な独自性を剔抉している。本論文のいくつかの章は、査読付きの国際学会誌に掲載された論文をもとにしたものであり、著者の分析は当該分野における日本を代表する学術的水準にあることを示している。以上の評価のもと、審査委員会は本論文の学術的価値は、十分著者が博士の学位に値するものであると判定した。

2 最終試験

平成30年1月20日、人文社会科学研究所学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと、本論文について著者に説明を求めた後、関連事項について質疑応答を行った。なお、学力の確認は、著者が「人文社会科学研究所論文審査等実施細則」第10条(2)に該当することから免除し、審議の結果、審査委員全員一致で合格と判定された。

3 結論

上記の論文審査ならびに最終試験の結果に基づき、著者は博士(文学)の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。